

加茂商工会議所 会 員 情 報

会員事業所のお役に立つ情報満載！
ホームページリニューアル！
一度クリックしてみてください！
URL <http://www.kamocci.or.jp/>

発行責任者 専務理事 宮崎 亘
加茂市幸町 2-2-4 TEL:52-1740 FAX:52-4100
URL <http://www.kamocci.or.jp/>
E-mail info@kamocci.or.jp(代表)
お得な情報満載「バーチャルタウン加茂」
URL <http://www.kamocci.or.jp/town/>

NO.140号 / H16.12.13発行

年末決済、諸経費支払い等々 -経営改善のための国の融資制度-
マル経資金(無担保・無保証)をご利用ください

対象:従業員数20人以下の製造業・その他業種

// 5人以下の小売・卸売・サービス業

1.25% (12/13 現在、固定金利)

~ 秘密厳守 (まずはお電話ください) ~

丸経資金とは、当所会員事業所で小企業等の方々に経営改善を行っていただくための無担保・無保証人・低利の国の融資制度です。年末資金決済や現状の経営から脱却し、経営改善をお考えの方はどうぞご利用ください。

融資条件 貸付限度枠550万円 返済期間 運転5年以内 設備7年以内 (飲食業等は運転資金のみ対象)

必要書類 3期分の決算書・法人企業の方は、他に会社の登記簿謄本、試算表(3ヶ月以内のもの)
(但し、国の制度資金のため、税金を完納していることが条件です。)

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/桑原、難波、佐藤)まで。

~ 大好評! 加茂っ子クーポン 10月の利用状況 約2,700枚 ~

お歳暮・ご贈答品・忘新年会は、引き続き

割引クーポン「加茂っ子クーポン」をご利用ください

~ お買物は加茂市内で、現当地元買物運動推進中 ~

地元買物運動の一環として、10月に発行しました市内商店や飲食店で利用できる買物割引クーポン「加茂っ子クーポン」は、参加店独自に工夫を凝らした割引サービスを一冊にまとめたものです。参加店68店舗10月末現在のクーポン利用状況は約2,700枚と多くの消費者が利用しました。また、市内事業所も大切な消費者です。

これからクリスマス・年末商戦に入りますが、消費者のみならず、各事業所もお歳暮やご贈答品、忘新年会は、引き続き「加茂っ子クーポン」にて地元のお店でお買物・ご利用をお願いします。

お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740 指導課(担当/難波)まで。

信用調査～企業情報サービスをご活用ください～ 全国各地の企業情報が入手できます

当商工会議所では、(株)東京商工リサーチが全国の調査網を使って独自にデータを収集し、情報公開している国内約140万件の企業情報をインターネットで検索し、会員企業に情報提供するサービスを実施しています。景気が上向いてきたとはいえ、地方経済は未だ厳しい経済状況の中で、既存取引先や新規取引予定企業の有効な情報が得られますので、与信管理の観点からも是非ご利用ください。企業情報検索は、1社1,500円(実費)です。

基本情報の主な内容...所在地、従業員数、資本金、創業、株主構成、取引銀行、主力取引企業(仕入先、販売先)、
取扱い商品(製品)、直近3ヶ年の決算内容、最近の業況、同業種順位(全国・県内)、代表者
生年月日・最終学歴・趣味 他

当商工会議所 TEL52-1740 業務課(担当/桑原、佐藤)まで。

法律トラブル・労務問題の個別相談 随時開催中！ ～一人で悩まず、まず相談を！ 随時開催 お気軽にご相談ください～

補助事業導入により、今なら相談料は無料、秘密厳守ですので、ぜひご利用ください。

- ・日時/場所 随時(連絡を頂いた後、専門家と日程調整します)
- ・内 容 各事業所における法律・労務関係等に関する諸問題全般について
債権回収や商売上におけるあらゆる法的トラブルについての相談 労使関係トラブル 就業規則の変更、見直し 賃金・退職金制度見直し 各種助成金の申請方法 他
- ・専門相談員 当商工会議所の委嘱した弁護士、社会保険労務士やその他のエキスパート
お申し込み、お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740 業務課(担当/佐藤)まで。

消費税課税事業者の届出はお済ですか？

事業者免税点制度の改正により、基準期間の課税売上高が3千万円以下の事業者について消費税が免除されていましたが、適用上限が引き下げられ、課税売上高1千万円以下の事業者のみ納税義務が免除されることになっています。

平成17年度分についての消費税の課税事業者に該当するかどうかは、平成15年分の課税売上高により判定しますので、平成15年度確定申告で課税売上高が1千万円を超えた個人事業者の方は、課税事業者の届け出が必要となります。課税事業者となる場合は、速やかに「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。該当する場合には三条税務署へ提出してください。

	基準期間	課税期間での判定
従来免税事業者	平成15年分の課税売上高 1,000万円以下	平成17年分免税事業者 (届出は不要です。)
		平成17年分課税事業者を選択できます。 (事前に「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です)
	平成15年分の課税売上高 1,000万円超5,000万円以下	平成17年分課税事業者 (「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です)
簡易課税制度を選択できます。 (事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です)		
	平成15年分の課税売上高 5,000万円超	平成17年分課税事業者 (「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です)

簡易課税制度の改正により、現行では基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者については、届出を提出すれば簡易課税制度を選択できましたが、適用上限が引き下げられ、課税売上高5千万円以下の事業者のみ、簡易課税を選択できることとなります。(届出用紙は当所に用意してあります。)

お問い合わせは、当商工会議所 TEL52-1740 指導課(担当/難波、高畑)まで。

～職場を支えるあの人の 最低賃金だいじょうぶ？～ 新潟県最低賃金は、時間額642円です

お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740 業務課(担当/阿久津)まで。

～新春講演会『報道の現場から』 辛坊治郎氏 来所～ 第29回「新年会員事業所の集い」1月11日（火）開催

当商工会議所では賀詞交換を行うと共に会員相互の交流を図ることを目的に、平成17年は1月11日（火）午後2時30分～、加茂市産業センターホールにて「新年会員事業所の集い」を開催します。

新春講演会では毎年、著名な講師による講演会を開いておりますが、今年はテレビ番組「ズームイン！！SUPER」などで活躍中の読売テレビ報道局 解説委員 辛坊 治郎（しんぼう じろう）氏をお招きし、「報道の現場から ～テレビのウラ・オモテを語る～」と題して講演いただきます。

なお、今回はご来賓として地元出身の泉田裕彦新潟県知事からもご多忙のところご出席いただく予定です。お誘い合わせのうえ多数ご参加ください。

お申し込みは、当商工会議所TEL 52-1740指導課（担当/明間）まで。



小規模企業共済・中小企業倒産防止共済をご利用ください。

小規模企業共済とは

小企業の個人事業主、会社役員のための退職金をあらかじめ準備しておく、国のつくった共済制度です。

共済のメリット！

《税制面》

- ・掛金は全額「課税対象所得から控除」できるので、節税しながら老後の資金が蓄えられます。ゆとりある老後のライフプラン設計を実現します。
- ・共済金は「退職所得扱い」又は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

《安全面》

- ・法律に基づく国の共済制度ですので安心・確実です。

制度内容

- ・毎月1,000円～70,000円までの範囲内で自由に掛け金を設定し、積み立てていきます。
- ・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービスは5人以下）の個人事業主及び会社の役員が対象です。

中小企業倒産防止共済とは

取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられる共済制度です。

共済のメリット！

《税制面》

- ・掛金は税法上経費または損金に算入できます。

《貸付面》

- ・共済金の貸付は、無担保・無保証です。
- ・企業の財務内容、返済可能性などの金融審査ではなく、取引先の倒産と回収不能債権の事実確認での貸付ですので、万が一の急場の資金難を乗り切れます。

制度内容

- ・毎月5,000円～80,000円までの範囲内で掛金を設定し、積み立てていきます。掛金総額320万円まで積み立てできます。

- ・業種、資本金、従業員数により加入資格に限りがございますので詳細はお問い合わせください。

お問い合わせは当商工会議所TEL 52-1740 業務課（担当/佐藤）まで。

加茂商工会議所会員加入のお願い ～新規会員募集中です～

当商工会議所では、現在会員加入キャンペーンを実施中です。現在約1,280の事業所からご加入をいただき、組織加入率は約67%となっています。また、通達が改定され正会員の加入資格が財団法人、医師、農業者など広く正会員として入会することができるようになりました。

近所、お知り合いで商工会議所会員に未加入の事業所の方がございましたら、ぜひご紹介をお願いいたします。

お問い合わせは、当商工会議所TEL 52-1740 指導課（担当/大橋）まで。

エコアクション21環境セミナーのご案内

環境省認証！！環境経営システム認証制度「エコアクション21実践セミナー」

主催：(財)にいがた産業創造機構 主管：加茂商工会議所金属工業部会

エコアクション21は環境省が認証する、中小企業向けの環境経営システムです。ISO14000シリーズなど従来の認証制度に比べ、費用面、運用面共に中小企業の実状に即しております。国策としての新たな取り組みを他社に先駆けて実践的に学ぶ良い機会です。

- ・日時...平成17年1月12日(水) 13:30~15:30
- ・場所...新潟県中央地域地場産業振興センター ・参加費...500円(テキスト代)
- ・講演...「エコアクション21実践セミナー」

環境省北越地区環境対策調査官事務所 所長 鮎川智一氏

お申し込み・お問い合わせは、当商工会議所TEL52-1740 業務課(担当/佐藤)まで。

労働保険事務組合をご利用ください

～ 離職票・労災処理・保険料算定など労働保険事務のことならお任せください！～

労働保険の事務手続きが煩わしく負担大、人手不足のために事務処理に困っている等、労働保険事務でお困りの事業主の方に代わり、労働保険の事務処理を当商工会議所労働保険事務組合が代行します。また労働関係の制度改正、助成金案内など労務全般において、事務組合が相談に応じます。

《事務委託された場合のメリット》

- ・その1 事業主の事務負担が軽減されます！
 - ・その2 事務委託手数料が大変低額となっております！
 - ・その3 特別加入制度(事業主の労災制度)がご利用になれます！
 - ・その4 組合委託社会保険労務士による無料労務個別相談が随時受けられます！
 - ・その5 一般の場合概算保険料40万円以上でないと分納できない保険料を、金額の多少にかかわらず3回に分けて分納できます！
 - ・その6 法改正、制度改正等、労務関係情報を随時配信します！
- お申込み・お問合せは、当商工会議所 TEL52-1740 業務課(担当/佐藤)まで。

中越地震により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方々へ

～ 雇用調整助成金の特例措置が適用されます～

厚生労働省では、新潟県中越地震により事業活動の縮小を余儀なくされている事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置を適用することとしました。地震により指定期間内の対象労働者について休業、教育訓練又は出向を行った場合、支払った休業手当等の一部として雇用調整助成金が支給されます。

詳しくは、当商工会議所TEL52-1740 業務課(担当/阿久津)まで。

電子メールによる「会員情報」送信のお知らせ

～ アドレスをお持ちの方には、メールでご案内しております～

当商工会議所では、毎月発行の「会員情報」を、新たにメールによるご案内も追加しております。メール配信を希望事業所は下記のとおりメールにてご連絡いただきますようお願い申し上げます。次号からメールにて配信いたします。・メールアドレス：info@kamocci.or.jp ・記載内容：ご連絡メールアドレス/事業所名/連絡先氏名

- * 現在郵送事業所で、FAX送信を希望される方、また、現在FAX送信を郵送に変更したい方など、変更がございましたらお気軽にご連絡ください。 当商工会議所総務課 TEL52-1740(担当/近藤・羽下)まで。

年末年始休業のお知らせ

当商工会議所の業務は、12月29日(水)から1月3日(月)まで休業させていただきますので、ご了承ください。4日(火)から平常業務を行います。当所自動車共済にご加入の方で、事故が発生した場合は、共済本部の事故処理センターが24時間体制で受け付けていますので、ご安心ください。

関東自動車共済(協)本部事故処理センター

TEL 0120-104-650 (フリーダイヤル)